

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子・
中原 孝博
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nakahara.takahiro@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2014 年 12 月号

1. 物品・サービス税の憲法修正法案がいよいよ上程へ
2. 透明性、信頼性の高い税制へ向けて内部通達を発行



EY

Building a better
working world

政府は国と地方の全間接税を統合する物品・サービス税(GST)を2016年4月までの導入を目指し、照準を定めました。その導入に必要な憲法改正の修正法案が12月12日までに国会に上程される予定です。本JBSフラッシュニュースは、憲法改正法案提出までこぎつけた法案の予想される概要を取り上げます。また、「タックステロリズム」とも言われるインドの不合理な税体系をなくすための取組についても概要説明します。

1. 物品・サービス税(GST)の憲法修正法案がいよいよ上程へ

新たに選出された中央政府は、次の冬季国会にてGST憲法修正法案の上程に向けて準備をしています。中央政府は2016年4月までの導入を目指しています。

野党の国民会議派は、次の冬季国会中にラジャ・サバ(上院)にてGST憲法修正法案に賛成する意向を示しました。

- ▶ 2014年11月11日の中央政府及び州財務大臣の受任委員会にて、GST分科委員会は税込中立レート(RNR)26.7%を提案しています。これに対して受任委員会は未だこの提案に関して決定を下していません。
- ▶ 各州は、GSTの小額免除基準額を250万ルピーに引き上げるという中央政府の提案に反し、100万ルピーに維持する意向を変えていません。
- ▶ GST委員会の投票様式については、受任委員会によって検討されています。憲法修正法案では、石油製品はGSTの課税対象とし、アルコール類は除外する旨が提案されています。石油製品はGSTゼロ税率が提案されています。
- ▶ 2014年12月12日以降に憲法修正法案が国会に上程され、審議される予定です。
- ▶ 地方公共団体等が物品の入域に課している入域税(Entry Tax)を全て、GSTに統合する予定ですが、州政府はこの提案に反対しています。
- ▶ 中央政府は、GST導入による地方政府の税収減の補填案を修正法案に組み込むことに同意していますが、その期間を巡り、議論が続いています。

提案されたRNR約27%のGST率は現実的ではなく、業界や一般市民から厳しい抵抗が予想されます。コンプライアンス遵守度と執行システムのレベルが高い国でさえも、25%を超える税率はありません。中央及び州政府は、長期的に実用的な観点から、課税ベースの拡大とRNRの引下げの道を探る必要があります。

なお、入域税をGSTに統合することにより、地方政府の税収減が増大するため、その補填を巡る議論に影響を与え、RNRの更なる引上げも否定できません。

政府はこの修正法案の上程に楽観的立場にあります。下院、上院で3分の2の多数決を得ることが求められています。

2. 透明性、信頼性の高い税制へ向けて内部通達を発行

これまで首相及び財務大臣が非常に強調してきたように、直接税中央委員会(CBDT)は、投資家にとって透明性、信頼性の高い税制を断固達成すべく、税務当局へこれまでの様々な訓令をまとめ、納税者へのサービスという側面に重点を置く内部通達を発行しました。

背景

過去に何度も、首相と財務大臣は納税者にとって、透明性、信頼性の高い税制を促進する必要性を強調してきました。この目的を達成するために、納税者のため一連の措置を実施すべく、CBDTは2014年11月7日に内部通達を出しました。通達には、国民と高いレベルで関与している税務局員が措置を実施しなければ目的が果たされない旨が述べられています。通達は、これまでの訓令をまとめ、ある特定の領域において更なる道筋を示しています。最重要ポイントとして、通達は局員と職員に訓令に無条件に従うよう求めており、守られなかった場合何らかの懲戒処分が下される旨が示されていることです。

通達における注目すべき特徴

- ▶ クリーンかつ時間厳守を徹底
- ▶ 納税者との予定を尊重し、一方的に延期しない
- ▶ 税務調査の質の向上
- ▶ タイムリーな税務調査と監督
- ▶ 納税者の不満を聞き入れ対処する
- ▶ 納税者から提出される証拠に基づき還付に応じる
- ▶ 調査の範囲を限定する
- ▶ 更正税額の早期回収
- ▶ 差戻し事案において、重複審理を回避
- ▶ 金額基準でのみ判断せず、控訴前にその有効性を検証する
- ▶ 出頭命令はそれに値する場合のみ発行する
- ▶ 高等裁判所への上告の際の承認プロセス

今回の通達は、透明性、信頼性の高い税制の実現に向け、税務局の歓迎すべき試みと言えるでしょう。当該通達が全ての税務当局で実行され、浸透されることが望まれます。

コメント

足元の経済は底堅さを維持しているものの、第2四半期の経済成長率はやや減速しております。ジャイトリ一財務相は、これも「予想通り」との見解を示しています。近い将来、施策の効果が出てきて、「飛躍の時」を迎えるためにも、今、より一層の改革の推進が求められているといえるでしょう。企業には税務環境の変化への適応力が求められています。弊所も喜んで、そのお手伝いを致します。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。